

平成25年第4回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企画環境経済部長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
税務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	加藤周志
建設課長	那波哲也
水道課長	鈴木秀夫
学校給食センター 所長	田中幸治

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	浅井将利
主任技師	青野浩之

1. 議事日程（第4号）

平成25年12月17日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第81号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第2 第82号議案 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について
- 日程第3 第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第77号議案 町道の路線認定について
- 日程第7 第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第8 第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

- 議長（岡田文雄君） おはようございます。前日に続きまして会議を開きたいと思います。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

日程第1 第81号議案から日程第9 第80号議案までについて

- 議長（岡田文雄君） 日程第1、第81号議案から日程第9、第80号議案までの9議案を一括して議題といたします。

書記をして第81号議案及び第82号議案を朗読いたさせます。

- 書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第81号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第9号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,733万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成25年12月17日提出、笠松町長 広江正明。

次に、6ページをお開きください。

第82号議案 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について。

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議を次のとおり提出するものとする。平成25年12月17日提出。

提出者、笠松町議会議員 伏屋隆男。賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、船橋義明、安田敏雄、田島清美、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

- 議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

- 副町長（川部時文君） おはようございます。

追加議案の説明をさせていただきます。

まず1ページでございますが、第81号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回は、816万1,000円の増額補正をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思いますが、5ページでございますように、2つの内容を提案させていただきます。

まず第3款 民生費、1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございますが、日赤奉仕団下羽栗分団から12月3日付で、社会福祉事業を目的として3万6,000円の寄附をいただきましたので、これを社会福祉基金に積み立てるため、積立金を3万6,000円増額するものであります。毎年雑巾の寄附をいただいているんですが、ことしは特に社会福祉事業に貢献したいとのことでございまして、会員の皆さんから1人500円以上の募金を集められ、寄附をいただいたものでございます。

もう1件は、歴史民俗資料館費に812万5,000円の補正を計上させていただいています。

この歴史民俗資料館については、平成10年から現在の場所で、株式会社光製作所の土地と建物を無償でお借りし、開設しております。小・中学校や保育所の耐震工事も完了しますので、その他の公共施設の耐震化についても対応する必要があるということから、この歴史民俗資料館も所有者である光製作所と数年前からその対応について協議してまいりました。協議の過程では、当初は耐震と大規模改修を行うとして、借り手である笠松町が直接行うのと、所有者である同社が行うことで協議を行いました。ですが、耐震工事と防水、それからトイレ等の大規模改修を行いますと約2億円強の費用を要する。仮に必要な最小限の工事を行っても1億円強かかるが、その割には使い勝手はよくなりませんし、いわゆる建設寿命は延びません。それから、町の建物でないので国の耐震補助金の対象にならないと。そういったことで、建物の改修は断念しました。

次に、同社が建てて町が今のようにお借りする案を光製作所のほうで検討されましたが、別の公益法人を立ち上げて行う必要があり、多量の事務と時間が必要であるということで、これも断念しました。

最終的には、現建物は所有者である光製作所が取り壊し、土地は今のまま会社が所有され、新しい建物の建設は笠松町が事業主体となり進めていくことになりました。そして、建設費用に対しては、名誉町民であります松原登士弘氏個人からの寄附をいただくことになりました。その寄附の額は、予想される建設費用の3億円とのお申し出をいただいております。

なお、事業主体が笠松町となりますので、国の補助金についても、少しでも財源確保になるということで調査しましたが、国の制度に合致する内容にまで運用面で対処できないとして、現段階では国の補助金は難しいと考えております。例えば学芸員の設置とか、それから小規模施設では補助金がないとか、そういったことで、現段階では難しいと考えております。

新しい建物の事務的な算用を今後進めてまいりますが、平成26年度中の完成、27年度の初旬にオープンできないか、今後つめてまいりたいと考えています。そうなりますと、今の歴史民俗資料館では年明けに干支展が開催されますので、この展示終了後なるべく早く休館し、いわゆる引っ越し作業を行い、完成までの事務所は北事務所に置き、常設展示は行わず、特別展示については福社会館のロビー等で行える範囲のものを数回できないか等々、今後計画していき

たいと考えています。

今回の補正では、その歴史民俗資料館の建てかえに当たり、仮称ではありますが新歴史民俗資料館建設事業検討委員会、今のところ10人程度の委員で予定しておりますが、これを設置し、建設に係る基本計画及び基本設計等について検討するため、今回3回分の会議費として報償費9万円、食糧費4,000円を計上させていただきました。

それから、建てかえの期間、資料を移動・保管する容器や段ボールが必要となるため、消耗品費を22万7,000円増額しました。さらに、ガラスの展示ケース等、壊れやすく職員が行うには困難な資料等の移動運搬作業を業者委託することに伴い、委託料を100万円増額させていただきました。また、この新しい歴史民俗資料館の設計業務を行うため、設計委託料を680万4,000円計上させていただいております。

この680万4,000円の費用については、3ページの繰越明許の追加でございますように、この資料館の建設に当たり、今年度中に設計業務に着手するため、今回の歳出補正において計上させていただきましたが、建築確認に結構時間がかかりまして、この確認が終わるまでを設計委託の期間として、この完了が来年度となる見込みのため、翌年度に繰り越すものであります。

今回の補正に当たりまして、4ページの繰入金でございますが、不足する額は財政調整基金を充てるため、繰入金を812万5,000円増額させていただきました。

以上が追加の補正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 続きまして、第82号議案、伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 第82号議案 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について、提案説明をさせていただきます。

昨年の9月、尖閣諸島を地権者から日本が購入をしたわけでありましたが、実質上も名目上も我が国の領土であるわけでありまして、その行為によりまして、中国からいろんな妨害行為がされてきました。

今回、先月23日に、中国が一方的にその地域の防空識別圏を設定し、あたかも自分の領土のようなことにして、民間航空機もそこを通過するわけでありまして、それに対する脅威を与えてきたわけでありまして。我が国としましては、我が国の航空会社もそうでありまして、外国から日本に来る飛行機もその領空を飛んでおるわけでありまして、公海上でありますので、それは国際法上、そこに識別圏を設けるということは認められるべきものではないというふうを考えております。したがって、その識別圏を即時撤回していただきたいということで、今笠松町議会でもその件に関しまして決議をし、国に対してこれを上げていきたいということで、今回提案させていただきました。

それでは、決議文を朗読させていただいて、提案説明にかえさせていただきます。

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議。

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務づけた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

よって、本町議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、同盟国である米国を初め、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連を初めとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要な措置を講じることを政府に強く求める。

以上、決議する。

よろしく御審議のほどお願いをします。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。ただいま提案の第81号議案及び第82号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案及び第82号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ここにおける道路占用料の中で、該当するのはどのような状況があるのか。

それから、これもやはり1カ月未満のものも該当するのかなのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） ただいまの御質問、2つでございましたが、こちらに該当するものにつきましては、道路占用料徴収条例ですので道路占用料と、それからその道路占用料の徴収条例の別表をそのまま適用しております都市公園条例と、それから法定外公共物の赤道に関するもの、その部分について、こちらの条例の改正部分については影響を及ぼします。

ただ、もう1つの質問で御指摘のございました、こちらについてはあくまで土地の使用に係る部分でございますので、それは消費税法上の関係ですね。あくまで一月未満のものに対しては消費税がかかるということでございますので、一月未満のものについての影響があるだけでございまして、今実際にはその影響が出てくるものと、今3つの条例上関係するんですが、その中で今まであるものとしましては、公園条例の中で露店とか、その大会のテント等の関係の、いわゆる一時使用、それが1日とか2日というものでございますので、その部分が該当するだけで、それ以外、道路占用の関係とか法定外公共物等の関係については、一月未満というものについては、該当はするんですが、今まで実例としてはございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まずテントの使用料で考えられるのは、川まつりのときだとか、それからリバーサイドカーニバルのときなどが考えられますが、春まつりにもやっぱりありますか。その点をお聞きして、例えばテントの関係で入る収入というのはどれくらいなのか。

それからもう1つは、家を建てかえるとか、そういうときに足場を組むことなどで、占用に係るような場合があるのではないかと思います、そのようなことは該当しませんか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） まず公園使用料の露店等のテントの関係でございますが、今年度の例でいきますと、まずありましたのが川まつりとリバーサイドカーニバルの露店の関係、その部分で約8,393円、収入がございました。それからそれ以外のテント等のほうは、老人クラブの大会等の関係と、レクリエーションの大会等で、その部分で今年度はテント使用料として520円ほどの収入がございました。

それから足場の関係でございますが、道路の関係の足場については、これは最小単位が、表が月計算になっておりますので、例えば10日間であっても一月というような格好で許可になりますので、一月以上になりますので消費税はかからないということになります。月単位のものについては基本的に消費税かかってこないの、最小単位の日単位のものについて、日で計算

するものについて消費税がかかってくるだけでございまして、ちなみに先ほどのテントでございしますが、占用平米当たり14円でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） きのうちからずっとこだわっている1カ月以内と、それから月単位でずっと継続して使うものとの違いについては、それは消費税の、国からの指示の中で1カ月以内のものについては消費税を取るんだよと。そういうことで決まっているからと、そんなふう理解していいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 御指摘のとおりでございまして、法のほうかずっとぼっていきますと、まず消費税法の第6条の中で非課税部門について指摘をしております。その非課税部門については別表に上がっておるわけなんです、その別表の中で、あくまで土地の譲渡及び貸付部分については非課税なんです、括弧で一時的に使用される場合、その他の政令で定める場合を除くということになっておりまして、その中で、消費税法の施行令第8条の中で、その除外される場合については、土地の貸し付けに係る期間は一月に満たない場合、それから駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合については除外となっておりますので、あくまで一月に満たないものについてはかからないから除外がされるもので、かかるということになります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この条例も、きのうの70号議案と同じく消費税の納税に対する改正案でありますので、反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についてにつきましても、70号議案と同じく消費税増税に伴う改正となっておりますので、この条例について反対いたします。

○議長（岡田文雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第75号議案は原案どおり可決されました。

第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてにつきましても、70号議案と同じく消費税の増税に伴う改正となっておりますので、反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) まず27ページ、歳入の件ですが、13款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金で、保育所運営費負担金がマイナス541万8,000円、それから同じく28ページ、14款 県支出金で、第1項 県負担金、1目 民生費負担金で、やはり保育所運営費負担金270万9,000円、これはどのような理由でマイナスになったのか、お尋ねいたします。それから、どこの保育所の関係なのか、全ての保育所の関係なのか、あわせてお尋ねします。

次に歳出のほうですが、まず30ページ、2款 総務費、3項 徴税費の1目 税務総務費の中で、競馬場の台帳に落としががあって、5年間にさかのぼり返還を行われるという説明があったと思いますが、なぜこのようなことになったのかという点で、お聞きしておきたいと思えます。

それから31ページ、3款 民生費、2項 児童福祉費の2目 保育所総務費の中で、13節 委託料として389万6,000円、子ども・子育て支援システム開発委託料が計上されておりますが、と同時にこれは繰越明許ともなって、来年度の事業になるようですけれども、どのようなシステム開発になるのか、その点お尋ねします。

それから35ページ、9款 教育費の5項 社会教育費の中の2目 公民館費で、13節の委託料、図書システム設定等委託料、これもどのような内容なのか、お尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

まず国庫負担金と県負担金、保育所運営費負担金の減額理由ということですが、歳出のほうにもございましたように、児童数の増加とか、あるいは年齢構成の変化、要するに低年齢児が増加して高年齢児が減少といたしますか、トータルとしては同じような人数でもそういった年齢構成差の変化によって保育単価が異なりますので、措置費、運営費というのが増加となります。それに加えて、純粹の保育料もそうなんですけれども、この保育料を今回増額しておりますので、それが当初見込みよりも多くなっておるんですけれども、このルール計算によりまして、保育料徴収基準額を費用額全体から引いてその2分の1が国庫であり、4分の1が県負担金という仕組みになっておりますので、保育料が見込みよりふえた、つまり徴収基準額がふえたということで、総額から控除される額がふえたということで、これに伴いまして、その2分の1を負担していただく国庫と、それから4分の1の部分を県が減額となったと。おおむね見込みの、完全精算ではないんですけれども、それに伴うという形で、歳出のほうを増額させていただいておりますので、この際、見込み増になって、中間精算のような形で補正をさせていただいております。

ちょっと保育所ごとの減額につきましては、トータルで計算しておりましたので、今担当のほうに確認はさせておりますが、保育料がそちらのほうでの増が顕著でありますので、その連動でその部分が大きく国庫とか県に影響して減額になっておるのではないかとちょっと見込んでおりますが、後ほど確認でき次第、お答えしたいと思います。

それから、システムのほうにつきましては、子ども・子育て支援制度に伴って保育に係るシステム導入という形になりますが、施設型給付にしる、うちの場合は施設型給付ではなく、恐らく民間保育所の当分の間の措置として委託費としての支払いになると思いますが、申請していただいて認定をするという行為について、新たなシステムの中でやっていかなければならないということになります。セットアップし直しするというような形になるかと思いますが、その関係で、現段階で余り詳しいことはちょっと御説明できない状況にはあるんですが、システムの仕様の的には、先ほど申し上げたような申請に係る審査認定というような形でのシステムを構築するというような形になっております。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 私のほうから、30ページの2款 総務費の3項 徴税費の返還金の202万5,000円について、お答えさせていただきます。

これは、国有資産等所在市町村交付金ということで、対象となります建物が岐阜県地方競馬組合の固定資産税分をいただいておりますが、その地方競馬組合の台帳に台帳価額が減額の修正がしていなかったということで、5年間さかのぼって返還するというものでございます。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それでは、35ページの2目の公民館費の中の図書システム設定等委託料について、御説明をさせていただきます。

今現在、図書システムの運営につきましては、貸出業務ですとか蔵書検索、システムを利用して運営しているわけですが、そのシステムを運営しておりますOSのサポート期限が、マイクロソフト社でございますけど、来年の4月9日にサポート期限が終了するということございまして、そのOSの入れかえをするに對しまして、今回ウィンドウズ7に対応できるようにということで、そのシステムの調整が必要になってくるということで、この委託料を計上させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 保育所の運営費というのは、保育料と連動しているんですか、まずその点をお聞きしたい。というのは、例えば、これまでの中の動きとして、公立保育園の運営費については公的な補助を、運営費としてなしにされて、だから運営費の中には職員の給与も含めた施設運営の経費が入っているのではないかと思うんですが、その中で、保育料の中に入る分から運営費として入るのか、保育料が運営費に入るのか。そのあたりがちょっとわからないんです。これまで、私立については運営費を補助するけれども、公立については補助を切られてきた経過があり、その経過の中で笠松町もある意味でやむを得ず、もちろん国の施策で民間委託にしていけという中身があって、今、福祉法人を立ち上げて、下羽栗保育所、第一保育所、そして松枝保育所がその運営下にあると思うんですが、その運営費と保育料の関係はどのようになっているのか、お願いしたいと思います。

それから、子供でいえば低年齢ほど保育さんの数にしても3人に1人で人件費がかかるはずで、低年齢の児童がふえたらむしろ運営費はふえるべきだと思うけど、そのあたりももう一度教えてください。

それから、子ども・子育て支援のシステムの関係ですが、これは基本的には子ども・子育て支援法に基づいた運営にするための、法に基づいて行われるシステム開発ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

保育所運営負担の仕組みの御確認かなと思いますが、保育料と連動しておって連動してないですね。といいますのは、先ほども申し上げましたが、徴収基準額と連動しているということです。国が基準として保育料を決めておりますので、これが基準だよという。それが100%としますと、うちは大体行財政改革の時点で保育料の改定をしております、大体そのときに8

割をめどということで保育料の改定をしてきております。ただ、それからなぶっておりませんので、若干その7割に近づいているかもしれませんが、七、八割と考えていただきたいと思えます。そういった中で、町は本来、徴収金として100%いただく部分を七、八割程度いただいて、残りは自己財源として放出しておるといった形になります。

体系としまして、保育所運営費というのは、施設の人件費がこれだけかかるからというふうで出すという概念はありますけれども、現実にはそうじゃないですね。国のほうから試算されて、モデル事業所のようなものを設定されて、大体規模でこれくらいであればこれくらいの経費がかかるであろうという中で、今、議員おっしゃったように、1対3とか1対6とかございますので、そういったものを加味しながら、低年齢の場合には保育単価が高くなって、高い年齢の場合は保育単価が当然安くなると。1対30というような形になれば安くなりますから。そういった形で設定されたものの積み上げが運営負担金として、支払われるべきものとして設定されると。

例えば公立の場合は、同じようにお出しするんですけれども、財源が違うよということですね。民間の場合は国庫負担金、県負担金といった形で歳入されますが、公立の場合は交付税算入されるということで、そこが違うと。ただ、私立のほうの算定のあり方は同じだということですね。保育所についても同じです。そこは、自治体が実際お金をいただく金額をどうやって設定するかというのは裁量に任せられますが、基本ルールとしては、国が大枠を決めておりますので、その中で従ってやっておるといことです。

そして、システムにつきましては、当初からお話し申し上げましたように、今あるシステムが使えなくなる理由は何かということ、当然子ども・子育て支援法による新たなシステムが導入されるに伴うものです。そのために国のほうも補助するということですね。

済みません、先ほどちょっと失礼しました。

その辺のふえれば当然ふえるという感覚が、確かにそのとおりだと思います。厳密に計算していけばそうなのかもしれませんが、実際は、大体それぞれのところで基準額が第一保育所以外はほとんど上がっておりまして、その中で歳入をどうやって見込むかという部分がございます、そのですりこすりの中でほとんどのところが減額になっておったようです。本当は1円までの単位で出せばもっと明快にわかるかもしれませんが、短時間でちょっと確認したところでは、第一保育所以外ほとんどのところで負担金としては積み上げといいますか、減額になってきて、こういう減額の補正予算にさせていただいておるといこと、厳密な精算をまた3月くらいにというふうになるかと思えます。現在での中間的な見込みの部分での話です。

なかなか数字マジックのような、私どもも何でこんな数字になるのかなというところはあるんですけれども、結果として非常に恐縮なんです、こういう補正になってしまいました。

当初の見込みのあり方ということで、同じレベルで予算立てしてということが、事務レベルで

の話になって非常に恐縮なんですけど、若干見通しとしてどこまで現実に近づけるかという部分もありまして、歳入を多少厳しく見た部分は、ひょっとしたらあるかもしれません。以上です。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 大変な、いろいろな補正ですけれども、来年度に向かって行われる子ども・子育て支援法に基づくシステム開発委託料につきましては、問題のある子ども・子育て支援に従っていくもとなるものだと考えておりまして、この補正予算のこの部分について反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 38ページの歳出のほうですが、基金の積立金に今回繰り越しの分から5,000万円を積み立てられて1億5,000万円余になるとと思いますが、基金についてはどのように考えていらっしゃるのか。一定の額は必要だと思っておりますが、どのあたりまでというふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

それから、返還金3,041万2,000円ですが、これは保険料などの関係なんですか。その点

お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の国保の積立金、これはどのぐらいが適切かというのは、これは額にもよりますが、そのときそのとき、毎年毎年医療費は違ってきますから、いろんな激変緩和のことも考えながら、国保財政が住民の皆さんに極端にしわ寄せが行かないような財政運営をするのが大事でありますから、最低限3,000万円、5,000万円は必要だと思います。と同時に、住民の皆さんの保険料の負担も考えながら、適切な判断と、そしてまた国保運営協議会の皆さんのいろんな御意見を伺いながら、きちっとした運営をすることが大事だと思いますので、額についてはまたその都度対応を相談しながら進めたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

私のほうからは、返還金の中身の話をお尋ねかなと思いますので、3,041万2,000円の返還金の中身なんですけれども、ほとんどが療養給付費等負担金、国庫負担金。療養給付費の32%相当と言われておりますが、それが2,841万2,000円で、それ以外の部分では、例えば特定健診の国・県の負担金が56万円、それから高齢者医療円滑運営事業費補助金が2万7,000円などというものになります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) 今回の800万円余の補正なんですが、町長さんにもちよっとお伺いしたいんですが、新歴史民俗資料館ということで大変莫大な寄附をいただいて建設するわけですが、この26年度、27年度で工事がどのくらい進むかそれはわかりませんし、また聞くところによると検討委員会というようなものを立ち上げて、やはり町民に親しまれる建物、また歴史民俗資料館というようなふうに聞いております。まだまだ未知数な面が、これからいろいろ中身は検討されていくと思います。

たまたま、きょう中日スポーツを見ておったら、私、11月初めのほうに山中温泉に行きました。そのときに、同じ足利銀行じゃないかもわかりませんが、銀行の跡地を森光子さんの資料館にして、それにつれて周辺がきれいなまちづくりにしてあったのを見ております。

そんなふうで、今回この歴史民俗資料館を建て直し、また笠松の顔として皆さんに発信するには絶好の機会じゃないかなあというのを思っておりますし、それに伴ってこの本庁舎の改修ももちろんあります。

そんなことで、この建物が歴史民俗資料館だけじゃなくて、これは検討委員会でこれからやっていただかなきゃならんですが、また意見があるようでしたらお聞きして皆さん方と進めたいと思いますけれども、松原登士弘さんには大変大きな、莫大なるお金を寄附していただくわけですので、この歴史民俗資料館だけじゃなく、私思うのは杉山邸、また南法人会がやっていらっしゃる天領の駅、それからみなと公園の一带、また本町通りを何とかにぎわいのまちにするというようなことで、この歴史民俗資料館ということじゃなくて、私の意見としても、またこうしたらいいかなあというようなこと思っているのは、笠松町にも物づくりの工場がたくさんあります。光製作所さんもそうですが、丸十産業とか、また北及のほうには工業試験場もあり、昔からのいろいろな物づくりの古い歴史があるようですので、1階を歴史民俗資料館、また2階をギャラリーにしたり、3階は物づくりの記念館というようなふうでできたらいいかなあというように思っているし、ある程度本町の通りも一方通行にして、両端に歩道をつくり、にぎわいのまちをつくるように、何とかこれが一つの歴史民俗資料館だけ建てるんじゃなくて全体的に見直すのが、ここ一、二年、3年ぐらいの間にまちづくりを進めるためにもいい機会ですので、本町の方、有識者を交えて、またまちづくりに対して立派な考えを持っていらっし

やる方なども入れていただいて検討委員会なり、またいろいろ協議して、この役場周辺がにぎわいのまちになるようにしていきたいというふうに思っておりますが、まだ構想の段階ですが、一遍町長さん、今のちょっとした思っていることがありましたら聞かせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、安田議員さんからの御質問やお言葉があったとおり、寄附者の意向としても、これは歴史民俗資料館という名前ではありますが、やはりまちのにぎわいや、あるいはまちおこしにいろいろ利用していただきたいという思いがございます。ですから、歴史民俗資料館としての意味は大きい部分がありますから、そういう歴史民俗資料館という意味合いと、今お話があったように、今回いわゆるクラスター形成特区にも採用されたり、あるいはいろんなことで先端産業で活躍されている企業もある中で、将来を見据えたいろんな展示もできるようなふうにしたらいいのではないかという思いもあります。そしてまた、その場所をやはり住民の皆さんが歴史民俗資料館としてだけではなくて、気軽に訪ねてきていただいて、そこで過ごしていただけるスペースがあることも大事ではないか。

いろいろなやはり思いがありますので、これから検討委員会等を通じて一つの形にあらわしながら、また議員の皆さんの御意見も伺いたいと思います。

そういうことを含めてやはりまちづくりの一つの起爆剤となれば、これは寄附者の意向にも沿うことでありますし、そういう方向で我々も進んでいかなければいけないと思っておりますので、またこれからいろいろ御指導や御協力をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。26年度、27年度、大変大きな、莫大な工事になっておりますので、これがそこだけのもんじゃなくて、これを境にして笠松の町の中がにぎわうような方法をしっかりと考えていただいて、検討委員会等、また町民の声を聞いて前に進んでいただきたいというふうに希望しておきます。ありがとうございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 安田議員の言われるとおりに、そんなににぎわいの一環になるような構想の中で建てかえられることについては、本当にそのとおりでと思いますが、壊す間にどこへ移動されるのか、その点が1点と、それからできる間の期間としては福社会館と北事務所を使ってやられるんだけど、もとの資料のいろいろがあると思うんですが、その保管はどこで行われるのかという点と、もう1つは、各小学校、中学校はどうか分かりませんが、その地域にも、例えば松枝の地域の資料的なものなどがそれぞれに保管されているのではないかと

いますが、この機会に全部を含めて笠松町の宝として整理していく、統合していくことは大事ではないかなというふうに思いますが、そういう点は考えられないのでしょうか。

どこどこにあるというのはわかりませんが、たしか一時期、民俗資料館を笠松小学校の空き教室のほうへ持っていったときもあります。そこをあわせながら独自に小学校それぞれ持っているのではないかと思います。その地域の方で、農機具であったり機織りの道具であったり、いろいろするかと思いますが、このときに本当に一つに統合されてちゃんと保存されていくような方向を、教育委員会との関係ではどうなるかわかりませんが、考えたらどうかなあと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の歴史民俗資料館の資料に関しては、いわゆる取り壊し工事中における保管というのは、今考えられているのは笠松小学校の空き教室で対応できる部分がありますから、そういうことをお願いして保管をしていきたいと思っておりますし、今言いました北事務所の一部をお借りして、そこを事務局にして体制をとりたいと思っております。

そしてまた、町内にあるいろいろ、民俗資料やいろんなこと、1つは松枝小学校にそういう資料室がありますが、これは大分古くなっておりませんが、これは松枝地域の歴史民俗資料館として保存されて、今は児童・生徒の教育に利用されているというふうにお伺いしていますが、なかなか整理や、場所がきちっとしていない部分がありますから、それは学校の御判断でどうするかということも踏まえて考えていかなきゃならないと思っております。今の我々の考えている資料館のスペースの中では、全てそういう農機具や歴史民俗の分が入るかといったら、それはやっぱり無理な部分もありますから、今の門間に保管してある部分と同じように保管するのか、あるいは松枝地域の文化や歴史を伝えるためには地域に必要なのかということも踏まえて、これは相談しながら、この1年間かけて結論を出せば、体制はとれると思っております。

我々が勝手に集めるわけにはまいりませんから、地域の文化や歴史を大事にして対応していただくことも一つでありますから、今言われたことも踏まえて、これからの検討材料ではないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ぜひこの機会が大事だと思いますので、提起はしていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） こんな小さい笠松の町の中で、地域のことを言っておってはいかんと思いますがけれども、下羽栗選出の議員さん、あるいは松枝選出の議員さんから大変いい提案をい

ただきまして、笠松生まれの笠松育ち、私も町長も、厳密に言えば岡田議長も伏屋議員もそうだと思いますが、気がついていないことを外部のほうから言ってもらって本当にありがたいなあと思っております。

そういうことで、笠松出身の外部へ出た方、笠松以外にも随分立派な方がお見えになると思いますし、またなるべく若い人らの意見。私も若いころには、随分いろんなことを言って笠松のためにやってきたつもりでおりますけれども、やっぱりそういう若い力、エネルギーというのは必要だと思いますので、ぜひそういう若い人の意見も十二分に入れていただいて、新しい笠松のまちづくりの礎にさせていただきたいなということを思っております。よろしく願います。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第82号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） 会期を残しまして、全部議案が終了いたしました。ありがとうございます。

これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第4回笠松町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これをもって平成25年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時36分

上記は会議の次第を議会議務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年12月17日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 長 野 恒 美

議 員 古 田 聖 人